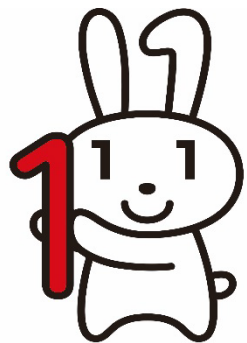




総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

民間事業者によるマイナンバーカードの 空き領域の活用について



マイナちゃん

令和5年3月
総務省自治行政局住民制度課

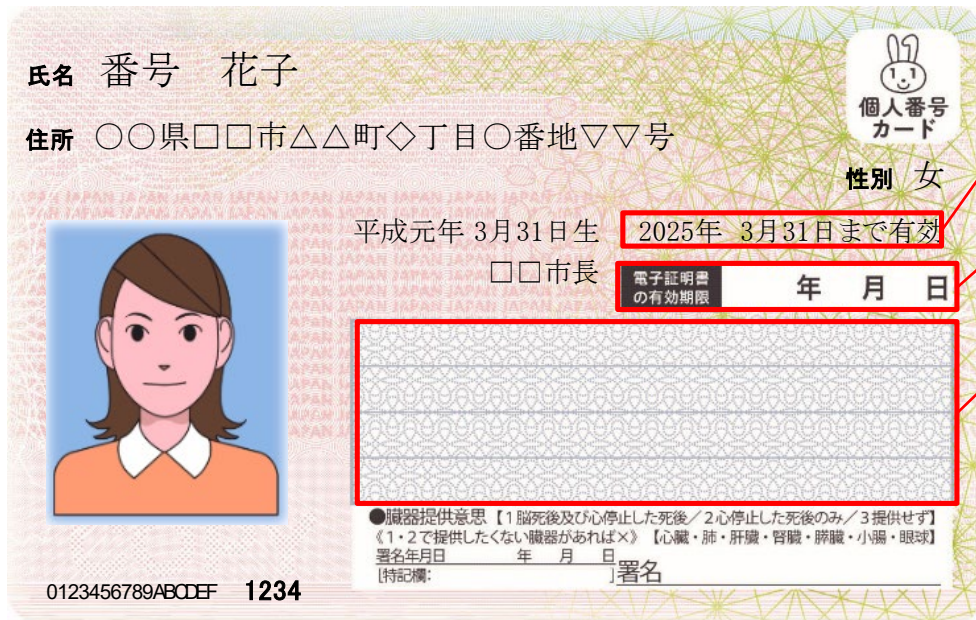


マイキーくん

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

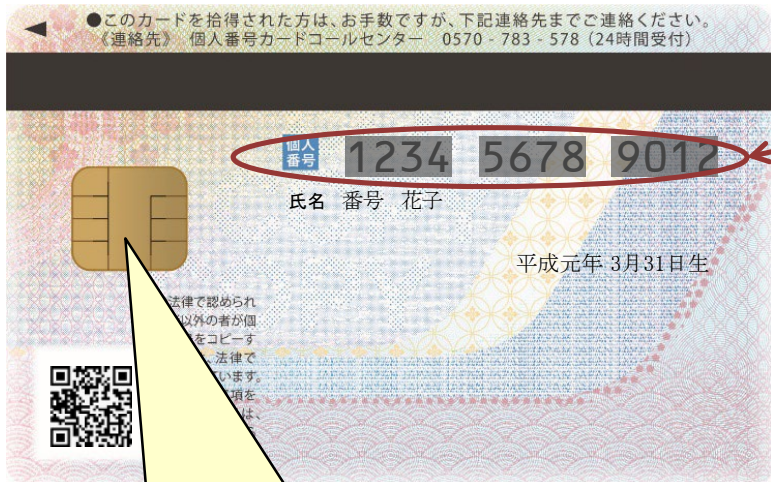
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)
- のほか、主務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も活用可能

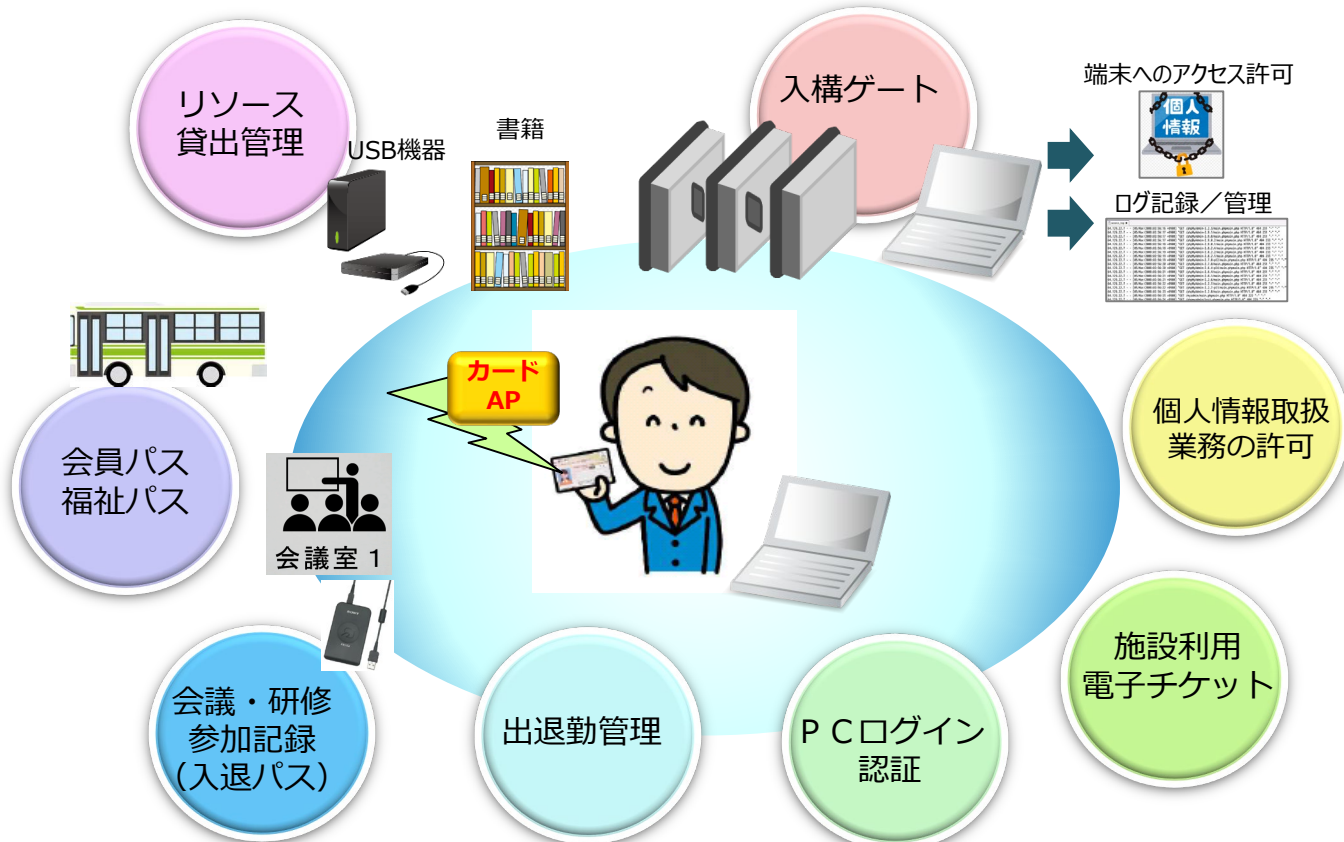
③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は主務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も主務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

- マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要
- 国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用
- 経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能
- 複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる
- カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

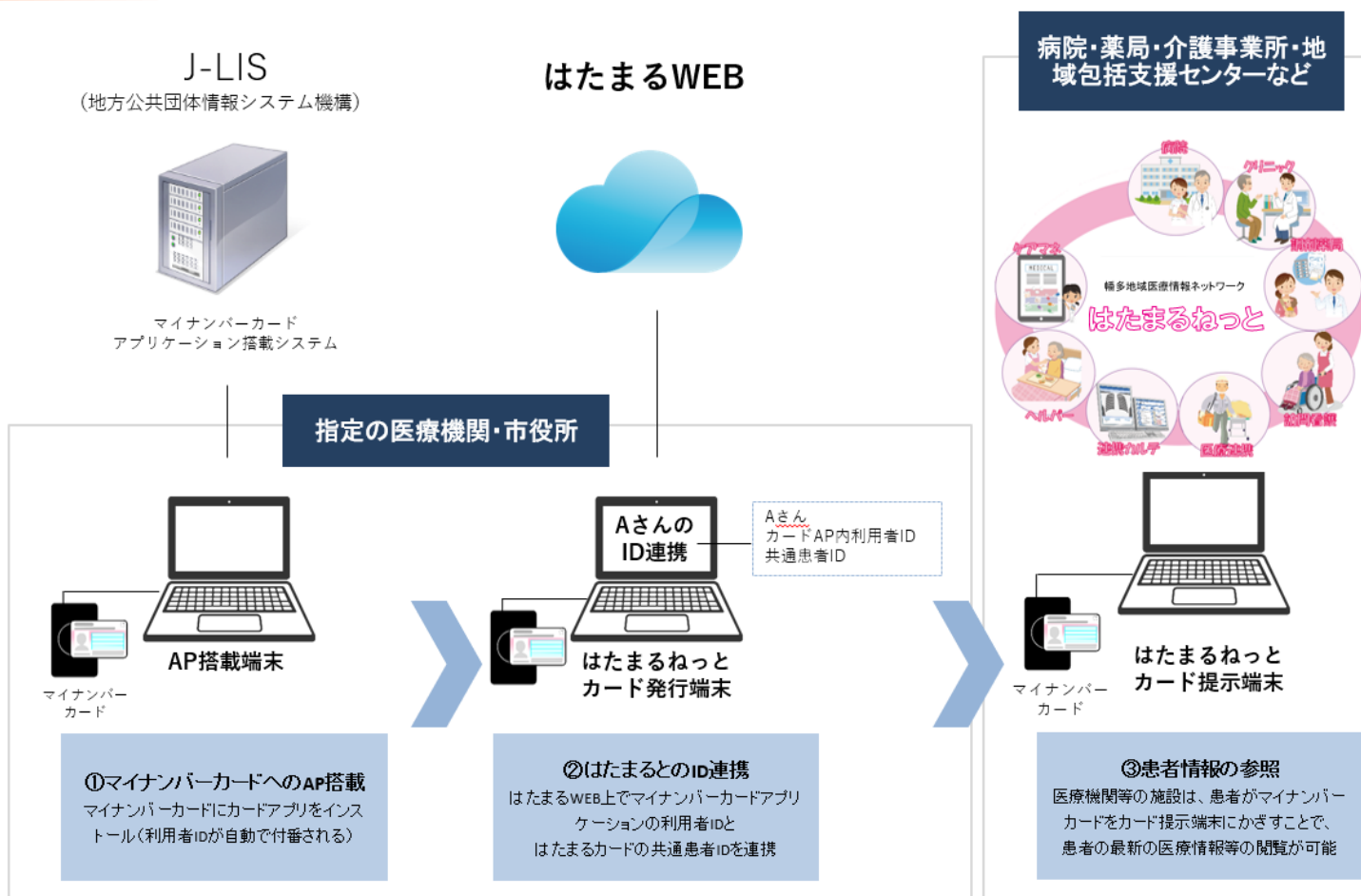
一般社団法人幡多医師会による空き領域の利用

・幡多地域医療情報ネットワーク「はたまるねっと」へのアクセスが可能。幡多医療圏(6市町村で構成)で累計100を超える関係機関(医療機関、薬局、介護施設など)での利用が可能。

・マイナンバーカードをかざすことによりいち早く患者情報の閲覧が可能であるため、スムーズな医療情報連携に効果が期待。

・はたまるねっと登録者数は10,000人以上。

<サービス提供開始時期> 令和5年4月(予定)



空き領域利用 民間利用事例

機密情報を取り扱う部屋等の入室権限の確認にマイナンバーカードの空き領域を利用

<株式会社TKC>



- ・機密情報を取り扱う部屋前にてマイナンバーカードをかざして入室権限の認証を実施



- ・認証成功後、入室

<NTTコミュニケーションズ株式会社>



- ・入館ゲートにてマイナンバーカードをかざして入館権限の認証を実施



- ・認証成功後、入館

<株式会社内田洋行>



- ・セキュリティエリア前にてマイナンバーカードをかざして入室権限の認証を実施



- ・認証成功後、セキュリティエリアに入室

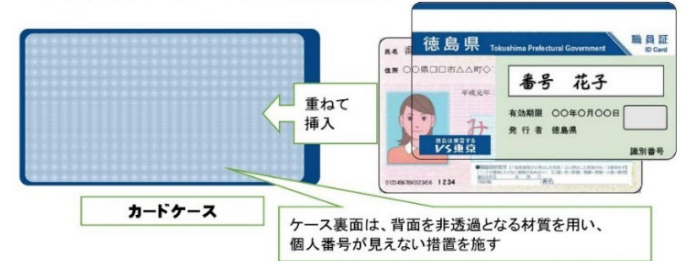
徳島県の取組事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

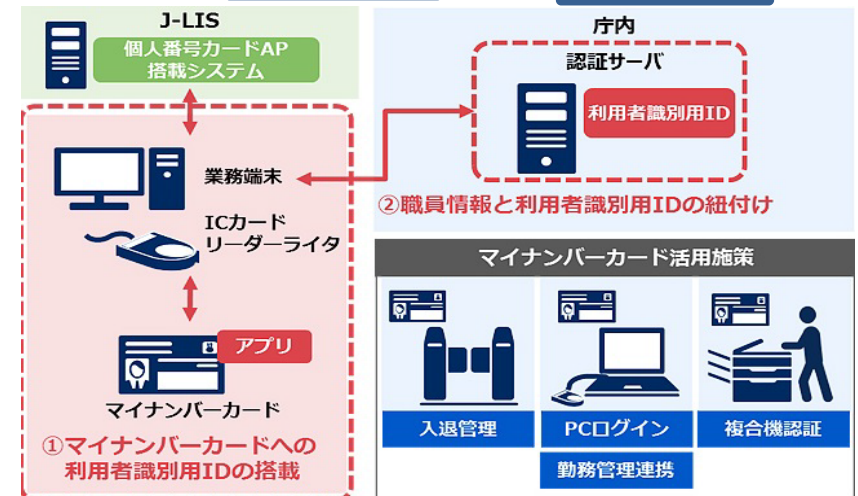
- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。

群馬県前橋市の取組事例

○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

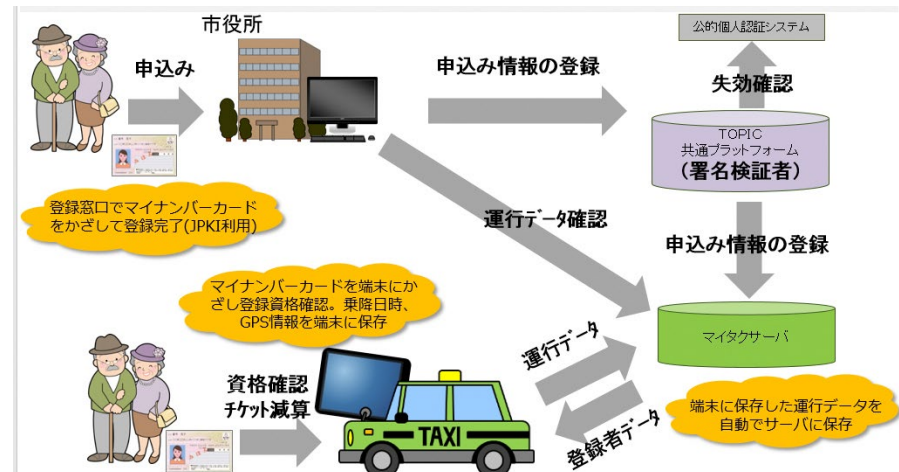
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

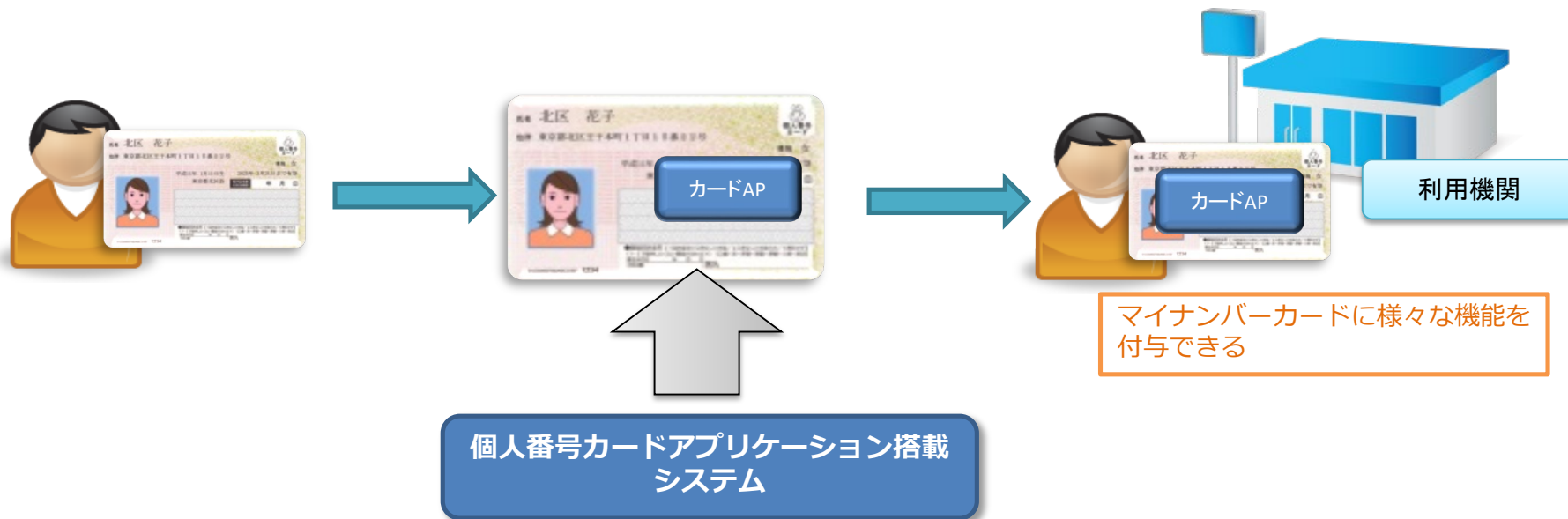
○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



個人番号カードアプリケーション搭載システムとは

個人番号カードアプリケーション搭載システムは、マイナンバーカードに対し利用機関の任意のカードAPを搭載することで、個人番号カードを利用した業務・サービスを行えるようにするためのシステムである。



利活用におけるメリット

- ・市区町村が交付するマイナンバーカードを使用するため、新規でカードを作成する必要がない。
- ・カードの有効期限が10年間のため、当面使用できる。
- ・国際規格に準拠したセキュリティの高いカードである。
- ・個人番号カードアプリケーション搭載システムとカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISが提供しているため、安価で容易にサービスの導入が可能。

空き領域に搭載するカードAPについて

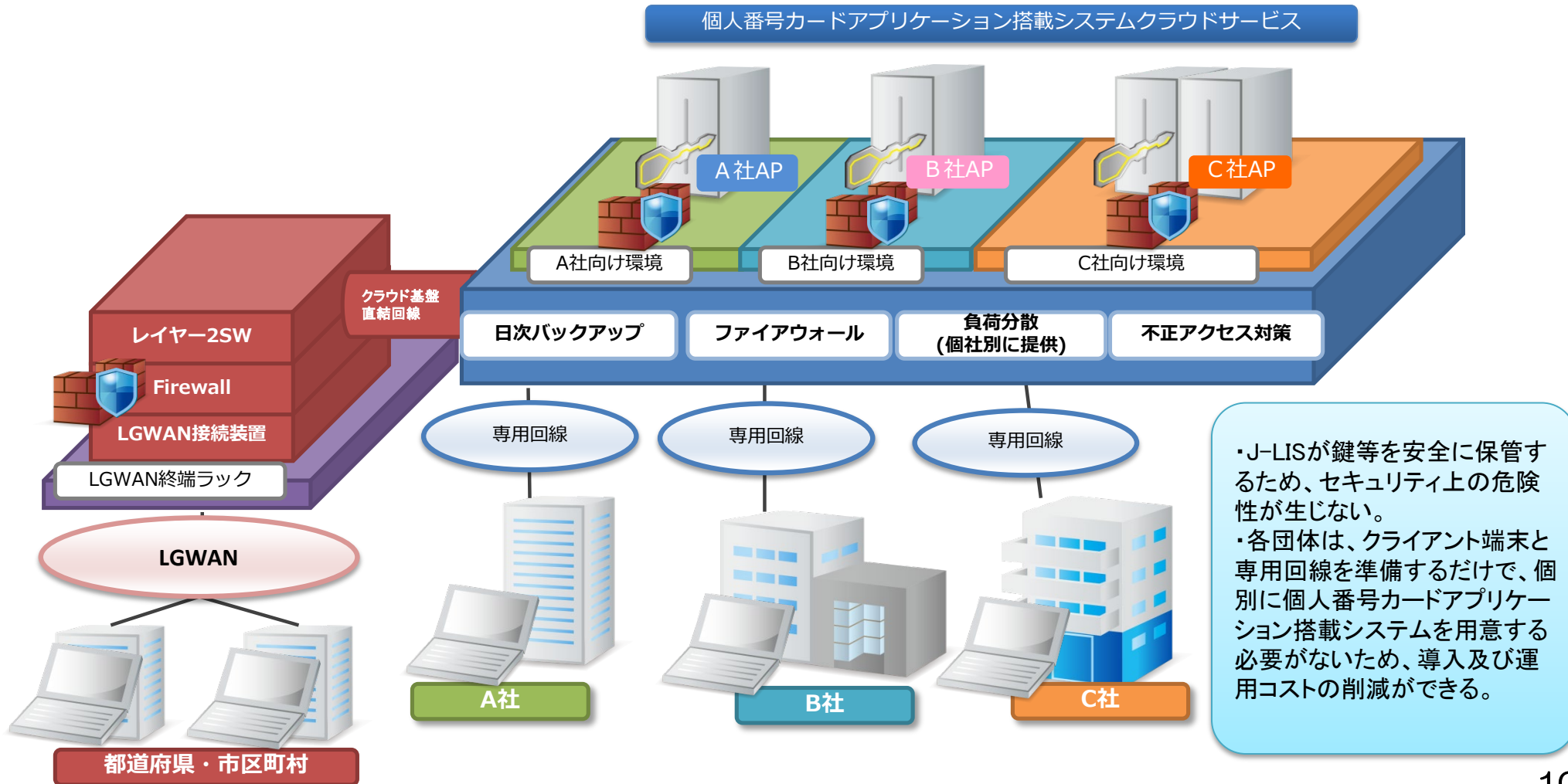
空き領域(拡張利用領域)に搭載するカードAPとして3種類の標準タイプのカードAP(以下「標準カードAP」という。)を、J-LISが無償で提供している。

種別	概要	情報	パスワード	相互認証	格納データの暗号化
タイプA (レコード型AP)	相互認証を行うため、厳密な認証が必要とされるケースに適しています。(主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用)	ID等	あり/なし	あり	なし
タイプC (共通カードAP)	認証不要でIDを読み出すことが可能なアプリケーションです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)	IDのみ	なし	なし	なし
タイプD (バイナリ型AP)	格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うアプリケーションです。(主に、避難者情報等の4情報を取り扱うサービスで使用。)	ID等	あり/なし	あり	あり

標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自仕様のカードAP(以下「独自カードAP」という。)を利用することも可能。(独自カードAPは、カードアプリケーションアダプタを使用した独自カードAPを、J-LISが無償で提供する。)

個人番号カードAP搭載システムのクラウドサービス提供

個人番号カードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、個人番号カードにカードAPを搭載する各団体(国、都道府県、市区町村、民間事業者等)において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



個人番号カードアプリケーション搭載システムの利用のための法基準適合性の確認

個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用するに当たっては、次の基準に適合する必要がある。

1 役員等の基準

- ・役員等に反社会勢力に該当する者がいないこと。

2 カードAP等の基準

- ・J-LISが規定するカードAPを使用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムは、J-LISが整備するものを利用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムと端末の通信は専用回線とし、カードAP搭載に必要な通信のみ許可し、交換するデータは暗号化すること。
- ・端末はカードAP搭載の専用端末とし、ウイルス対策、物理的な保護対策を講ずること。
- ・端末の管理者を任命し、端末の操作者のアクセスを生体情報等で確認を行うこと。
- ・端末の操作ログを取得すること。

3 業務等の基準

- ・カードAPの搭載等の業務について、規程等により明確に定め、業務を適切に実施すること。
- ・業務の委託を行う場合は、委託先事業者に対し同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。
- ・業務の監査の結果及びカードAPの搭載等の件数を年1回主務大臣に報告すること。

個人番号カードアプリケーション搭載システム サービス開始までのステップ



マイナンバーカードの空き領域利用について

- 番号法第18条及び番号令第18条に基づいて、民間事業者は主務大臣が定める基準に適合する場合に、マイナンバーカードの空き領域利用を行うことが可能。
- 利用申請から、約4ヶ月で利用を開始することができる。

【民間導入スケジュール】(申請後イメージ)

事業者		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目
申請	主務大臣へ基準適合性確認申請	☆			
主務大臣					
審査	基準適合性審査(※1)				告示(※2)
事業者					
設計・申込み	サービス運用設計				
	機器調達				
	サービス利用にかかる各種申込等				
J-LIS					
設定・準備	ネットワーク準備				
	カードAP準備				
	カードAP搭載サーバ構築(※2)				
事業者					
設定	ネットワーク・機器設定				
試験	動作確認試験				
研修	操作研修				
開始	サービス開始				△

(※1) 適合性審査において、一定程度適合性の確認ができた段階でJ-LISへの利用申込等が可能。

(※2) 空き領域を利用できる事業者及び事務を告示。

(※3) クラウド環境の構築完了後からサポートサービス料やクラウドサービス料が発生します。

カードAP搭載からサービス利用までの流れ

カードAP搭載者は、個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用してAP搭載端末から個人番号カードに対してカードAPを搭載する。
業務システムのサービス設定端末において、搭載したカードAPのパーソナライズを実施する。
利用登録が済んだら、サービス側（入構ゲート、社員PCのログイン等）で使うことができる。

J-LIS クラウドセンター

個人番号カード
アプリケーション搭載
システム



カードAP

専用回線

カードAPの搭載

民間事業者窓口(AP搭載)

業務システム



利用登録

パーソナライズ

利用登録

カードAP搭載者

AP搭載
端末



サービス
設定
端末

カードAPの搭載

利用設定

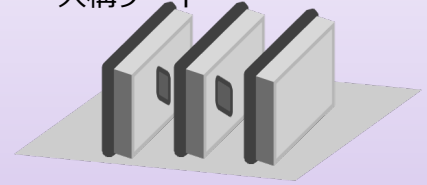


利用者



民間事業者窓口(サービス提供)

入構ゲート



社員PC

PCログイン

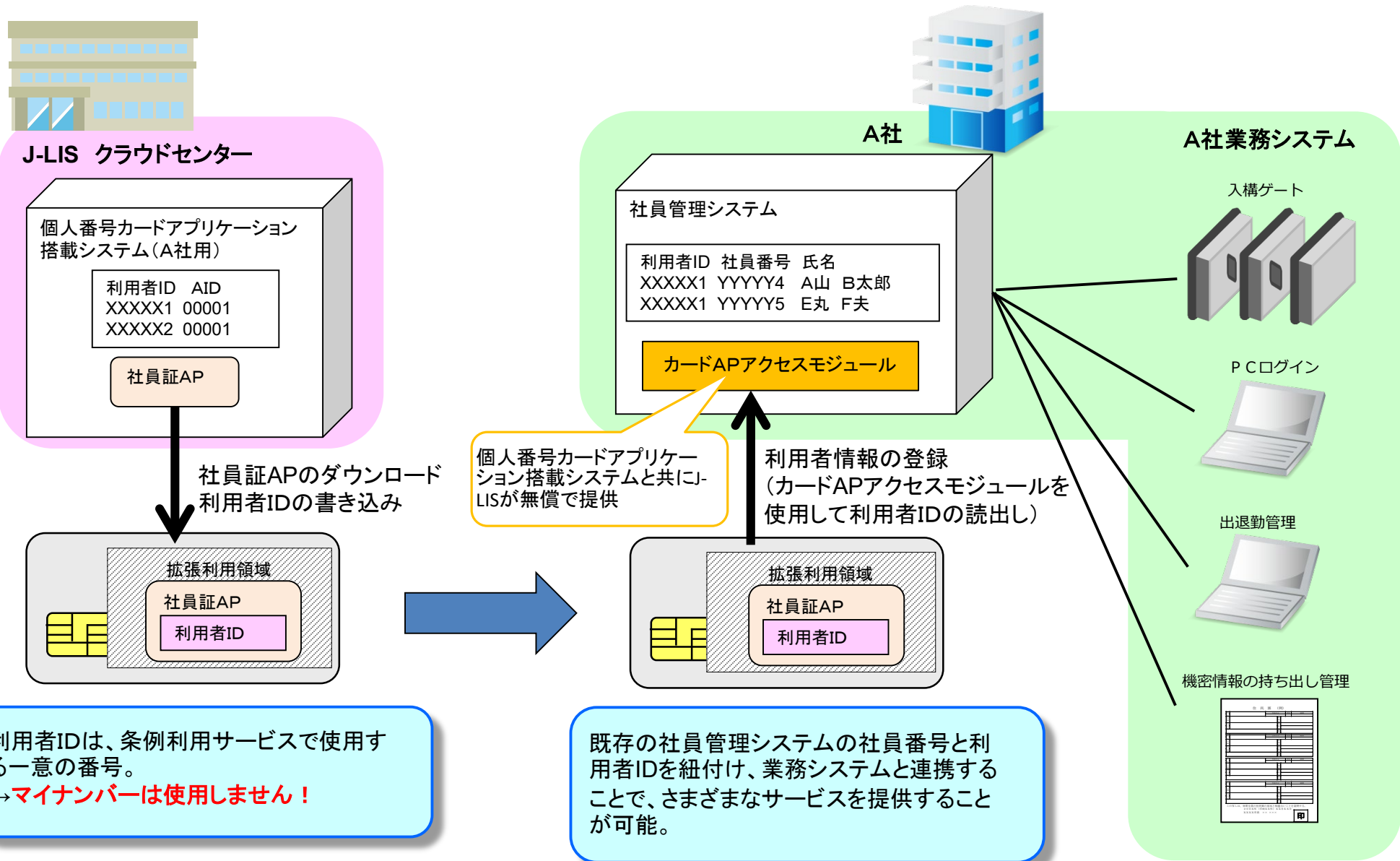
ゲート通過



利用者



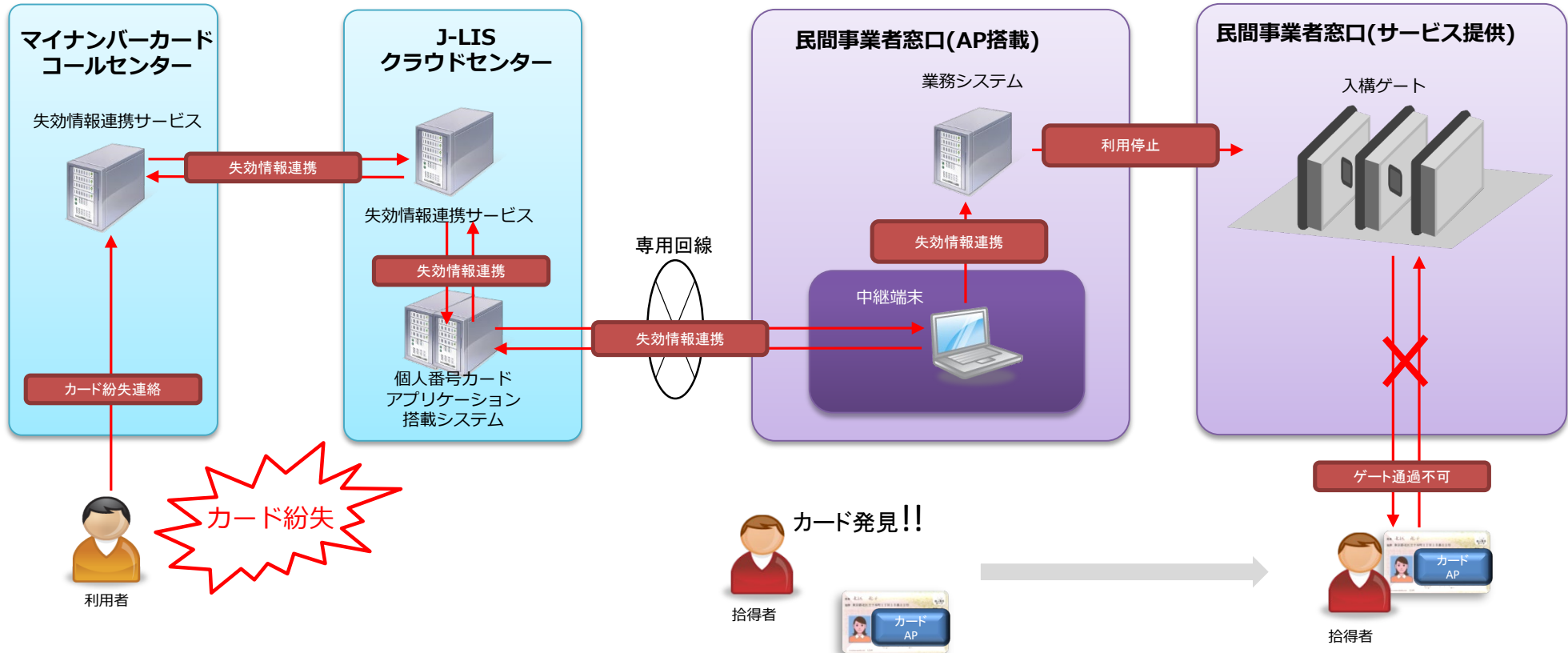
マイナンバーカードを社員証として利用



失効情報連携

カード紛失、盗難時には、利用者がマイナンバーカードコールセンターに連絡すると、失効情報が個人番号カードアプリケーション搭載システムを通じて、民間事業者に自動で連携される。民間事業者は、失効情報を業務システムに連携することによって、サービスを停止することができる。(個人番号カードアプリケーション搭載システムでの失効情報の更新は、1日1回行われる。)

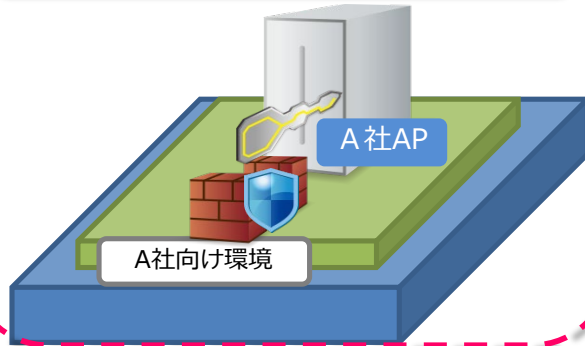
なお、急ぎで停止する場合は、業務システム側で直接止める対応をしていただく必要がある。



カードAP利用のために民間事業者において必要な準備

システムの準備

個人番号カードAP搭載システム
クラウドサービス



J-LISが
準備

民間事
業者が
準備

専用回線

①



カードAP搭載端末

②



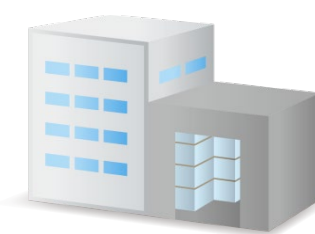
業務システム

申請手続きの準備

デジタル庁
総務省

J-LIS

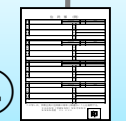
指定クラウド事業者



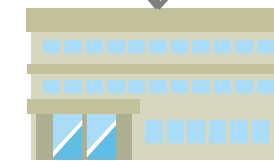
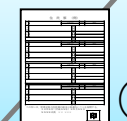
③



④



⑤



民間事業者

①カードAP搭載端末と専
用回線

端末機器、ICカードリーダ
ライタ、専用回線、ネットワ
ーク機器等の調達等

②業務システムの改
修

利用者IDを業務システ
ムの利用者と紐付ける
機能の改修等

③デジタル庁・総務省へ
の申請

主務大臣による法基準適
合性の確認

④J-LISへの申請

クラウドサービス利用申
込書、カードAP登録申
請書等

⑤指定クラウド事業者
への申請

クラウドインフラ利用申
請等

民間事業者の皆様

～マイナンバーカードの空き領域利用に関する問い合わせ等はこちら～

総務省

マイナンバーカード民間事業者利活用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室)

E-mail: mykey-cardrikatsuyou@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5366

ウェブサイト: http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/cardrikatsuyou.html

※公的個人認証サービス・ICチップ空き領域共通です。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

ICチップ空き領域カードAP搭載者担当
(地方公共団体情報システム機構研究開発部)

E-mail: icss01@j-lis.go.jp

電話 : 03-5214-8002

ウェブサイト: https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html